

## 請負代金額の減額変更を請求する場合における埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項の運用に関する基準

1. 「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条の運用に係る基準等の改正について（通知）」（令和4年1月31日付け入第1484号）で定めた「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用に関する基準」（以下「運用基準」という。）1.（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。

- （1）埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）に規定する「主要な工事材料」は、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times \underline{(1 + \text{消費税率})}$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times \underline{(1 + \text{消費税率})}$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

$p$ ：設計時点における各材料の単価

$p'$ ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

$D$ ：4.の規定に基づき各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率

2. 運用基準2.（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）③を次のとおり読み替える。

- （1）請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times \underline{(1 + \text{消費税率})}$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times \underline{(1 + \text{消費税率})}$$

$S$ ：スライド額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

$p$ ：設計時点における各対象材料の単価

$p'$ ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

$D$ ：4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率

$P$ ：1.に規定する請負代金額

- （2）受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5.（1）により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が（1）の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、（1）の規定にかかわらず、（1）の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(3) ③燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1) ②の平均価格を乗じて得た金額。

3. 運用基準3. (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 ( $p'$ ) は、次に定めるとおりとする。

①鋼材類及びその対象材料(燃料油を除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

②燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

4. 運用基準4. (対象数量の算出方法) 中、(1) ③(附則第3項による改正後にあっては、③及び④)を次のとおり読み替える。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

5. 運用基準5. (搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認) 標題中「受注者への確認」とあるのは「受注者との協議」と、(1)中「受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたとき」と、(2)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、(3)中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。

6. 運用基準8. (請負代金額の変更手続) (2)中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。

7. 運用基準9. (全体スライドを行う場合の特則) 中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

#### 附則

1 この基準は、平成21年2月20日から適用する。

2 工期の末日がこの基準の適用日以降で平成21年3月31日以前である工事に係る運用基準8. (1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工

期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成21年3月5日まで」とする。

3 運用基準の一部を次のように改正する。

4. (1) ③を④とし、③に次のように加える。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

附則

1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附則

1 この基準は、令和4年2月1日から適用する。